

三戸町空き店舗活用事業費補助金

町では、空き店舗の有効活用を促進し、商店街のにぎわいづくりにつなげるため、新規に出店する店舗の改装に要する経費の一部を補助します。

対象事業者（個人または法人）

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 1年以上継続して営業すること。
- ② 1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。
- ③ 出店区域において商店会団体など組織の構成員となり、地域のイベントなどに積極的に参加すること。
- ④ 納めるべき税金や保険料などを滞納していないこと。（直近3カ年）

対象事業

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 小売業、サービス業およびコミュニティビジネス（IT関連含む。）を営むための改装工事であること。
- ② 改装工事のすべてが町内に本店を有する事業者の施工であること。

対象経費

- ① 内装工事 ② 外装工事 ③ 給排水衛生設備工事
- ④ 空調設備工事 ⑤ サイン工事および電気・照明工事など建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板などで改装工事により建物に固定されるものを含む。）

補助金額

【新規事業者】

対象経費の
5分の4以内の額
上限 100万円

【既存事業者】

対象経費の
3分の2以内の額
上限 50万円

- ※ このほか、要件がございます。
- ※ 申請前にご相談ください。交付対象となることが確認できた後に、それぞれのケースに応じた申請書類をお渡しいたします。

～未来への承継～

経営者の皆さま、大切な会社やお店の後継者は決まっていますか？

さまざまな事業承継を県と関係機関が全力でサポートします。	親族内承継	従業員への承継	第三者への承継
------------------------------	-------	---------	---------

経営者の高齢化が進む中、県内中小企業の多くは後継者が決まっています。一方で、事業の引継ぎには5年から10年かかるとされており、後継者がいないため廃業を余儀なくされるケースもあります。あなたの会社やお店は青森県が誇る貴重な財産です。会社や従業員、そして地域の未来のため、うまくバトンをつなぐ準備を今から始めましょう。

青森県知事 三村申吾

まずはお気軽にご相談ください。

- 親族内承継などに関するさまざまな相談
- 長年築いた技術を次世代に残したい人
- 具体的にどのように承継すればよいかわからない人
- 事業の承継に際し、借入金の経営者保証が負担となっている人など

～事業承継全般の相談なら～ 青森県事業承継ネットワーク事務局

（公財）21 あおもり産業総合支援センター内
TEL:017-732-3530 FAX:017-735-5777
E-mail:shoukei-net@21aomori.or.jp

- 事業引き継ぎに関するさまざまな相談
- 親族に後継者がおらず、廃業または会社やお店の譲渡を考えている人
- 後継者のいない会社やお店の引き受けを希望する人など

～会社・お店の譲渡、引き受けの相談なら～ 青森県事業引継ぎ支援センター

（公財）21 あおもり産業総合支援センター内
TEL:017-732-1040 FAX:017-735-5777
E-mail:hikitsugi@21aomori.or.jp